

午後 1時30分 開会

○委員長（渡辺 俊君） 皆さん、こんにちは。ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

現在の出席委員は22名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

本会議において当委員会に審査を付託された議案は、認定第1号から認定第17号までの計17件であります。

本日は、認定第2号から第14号までの計13件の認定について審査を行います。

採決は14日、付託案件の質疑終了後に行います。なお、意見の聴取については、各議案の採決終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

決算の審査に入る前に、市長からごあいさつをお願いいたします。

市長。

○市長（吉田和夫君） ご苦労さまであります。きのうから一般会計の決算ということであったのですが、台風の影響で、議長さん、運営委員長さん、あるいは委員の皆様はこの日程変更をお願いしたわけでありまして、大変申しわけなく思っております。せっかくでありますけれども、きのうの災害状況につきまして簡単に説明させていただきたいと思っております。

胎内市では、きのう8日ではありますが、午前の4時57分に最大瞬間風速21.4ということで観測されました。本町地内でテレビ、新聞等でもご承知かと思うのですが、トタン屋根の修理中に過って転落した人が1名おりました。この方につきましては、指の骨折ということでありまして、大きなけがではないということで報告を受けております。

いま一つは、北本町ではありますが、消雪パイプの配電盤を支えている支柱が倒れて車庫の一部が壊れたという被害もありました。

公共施設につきましては、本条小学校、大長谷小学校で玄関の一部が壊れたということですが、小規模のそれから停電、倒木処理、道路標識等が倒れたというのが被害であります。

それから、小中学校の件ではありますが、8日の日早急に臨時休校を決定いたしまして、休んでいただいたわけでありまして、それと同時に、保育園、幼稚園につきましても、登園の自制を求めまして、登園した児童についての安全確保を第一に努めたわけでありまして、保育園につきましても大変なわけですが、おじいちゃん、おばあちゃんいる方につきましてはお願いして、そのほか共働きの方につきましてはバス等で確実に輸送等したわけでありまして、その点報告させていただきたいと思っております。

情報収集を積極的に市民に速やかに伝達いたしまして、また関係機関とも協力し合いながら被害を最小限に食い止められましたことを報告をさせていただきたいと思っております。なおまた、緊急の災害等ありましたら、また議員さんにご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

決算ということではありますが、途中で発言させていただきましてありがとうございます。

○委員長（渡辺 俊君） 次に、教育長から報告事項がございます。

教育長。

○教育長（小野達也君） 私のほうからは小学校のインフルエンザの状況ということで、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

10月に入って新たに感染が広がっております。インフルエンザ、まずこれは新型及びA型、今は新型というような検査までいかないというようなことで、新型及びA型に罹患している児童生徒の数ということになりますけれども、これまで最初に確認された8月18日からですけれども、小学校児童で23名、中学校生徒9名、延べということになりますけれども、32名確認されております。幸い9月には発生しておりませんでしたけれども、近隣、新発田市であるとか、村上市で発生をし始めまして警戒を強めていたところがございます。現在黒川小学校の第3学年、黒川小学校3年生で10月7日水曜日から学年閉鎖中ございまして、これは4日間ということでありますので、お休みに入りますけれども、10月の10日、あすの土曜日までということになります。また、同黒川小学校第6学年、6年生につきましては10月に入って市内で最初に確認され、翌日の10月2日金曜日に罹患した生徒が4人にふえました。そのため期間を延長しまして、学年閉鎖としましたが、本日から授業のほうを再開をさせていただいております。

学級閉鎖につきましては、教育委員会で定めたクラスの10%程度の欠席者、罹患者、その症状がある者ということになりますけれども、それが出た場合に実施するものでございまして、同小学校3学年は6日の日に複数名確認されたため、感染拡大の予防措置として学年閉鎖、これは黒川小学校で3学年のみ2クラスありますけれども、この学年、3学年を閉鎖を決めております。現在私が黒川庁舎のほうを出る前に確認したところですが、出席停止となっている児童生徒数は18名です。プラス学年閉鎖になっている黒小の3学年で5人まで確認されておりますので、現在の数は幾らかということになりますと23名ということになるかというふうに思います。

発生中の学校は、このほか中条小学校、黒川小学校、中条中学校、黒川中学校でございます。現在黒中は4名ということで、本日2人追加になっておりますので、注意して見守っているところがございます。症状としましては38度以上の高熱、せき、のどの痛み、頭痛などがございますけれども、黒小児童1名、40度以上の高熱ということで、一時新発田病院のほうに運ばれ、入院ということがありましたけれども、そのほか重症者であるとか、基礎疾患も患っているという者はないということでございます。

県への報告のほうでございますけれども、他の感染症とは違いまして、インフルエンザ症状により出席停止をした場合、または7日以内に同症状の子供が2名以上欠席があった場合、保健所、それと下越教育事務所のほうに報告をしております。昨日の発表の県の資料では、全県で73学級が閉鎖、高校1校を含む2校が休校という措置をとっております。ご承知のとおり症状のほうは、季節性のインフルエンザとそう変わりがないということでございますけれども、公表につきまし

では市のホームページからただいま県の報道資料、県が発表する学級閉鎖の状況というページがホームページ県のほうにもございますけれども、そちらのほうに市のホームページからリンクするように張りつけてありますので、学級閉鎖以上、学年閉鎖、休校という措置についてはそちらのほうで確認をできますので、ご報告申し上げておきます。

今後の措置としましては、非常に症状は重くならないといいましても、感染力が非常に強うございます。これまでの予防措置、手洗いであるとか、うがいであるとか、それから規則正しい生活であるとか、それらを励行するとともに、全校で行っております朝の検温のほうを続けながら、感染拡大をしないように、また症状が出た場合家庭のご理解を得られるように、また連絡を密にいたしまして、学級閉鎖などの判断をしてみたいというふうに考えております。

なお、教育委員会のほうでは、これはA型とは直接関係ありませんけれども、受験生、中学3年生ということになりますけれども、これに対しまして季節性のインフルエンザの流行に備えまして、予防注射の接種のほうをお勧めしているところでありますし、小学校低学年のほうでマイコプラズマであるとか、それから溶連菌といったやはり感染症のほうはまだ出ている状況にありますので、注意を促しているところであります。

以上、私のほうから報告させていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） ありがとうございます。

それでは、これより認定第2号から第14号までの計13件の質疑を行います。最初に、認定第2号 平成20年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） ご苦労さまでございます。それでは、平成20年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は32億5,649万1,502円でありまして、支出済額は30億1,896万2,478円となりまして、歳入歳出差し引きの残額が2億3,752万9,024円を平成21年度へ繰り越す決算となっております。また、平成20年度から制度改正によりまして75歳以上の被保険者3,161人が後期高齢者医療制度に移行しまして、そのほか退職被保険者のうち65歳以上の方、65歳以上74歳までですけれども、の方が一般被保険者のほうに変更となりました。そういうことから、国民健康保険事業のほうも被保険者の構成という面で大幅な変更があったというふうなことでございます。

それから、平成20年度の国民健康保険の平均の被保険者数でございますけれども、8,730人でありまして、後期高齢者移行の関係ございまして、前年度比較で3,334人、率にいたしまして27.6%の大幅減となっております。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。決算書の32ページをお開き願います。第1款総務費につきましては、国民健康保険支弁職員5人分の人件費及び国民健康保険事務に係

る経常経費のほか、国保連合会への負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国民健康保険運営協議会委員報酬などが主なものでございます。

続きまして、325ページをお願いいたします。第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、ページが327ページのほうにまいりますけれども、出産育児一時金、葬祭費等ございまして、第2款の保険給付につきましては前年度と比較いたしまして、1億338万6,067円、率にして4.9%の減となっております。なお、1人当たりの医療費につきましては28万4,085円で、前年度比較で0.9%の減となっております。

次に、329ページの第3款後期高齢者支援金についてでございますが、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことによりまして、75歳以上の医療費の4割を現役世代の各保険者が負担することとなったために、新たに設けられた支援金及び事務費の拠出金でございます。

次に、331ページ、第4款前期高齢者納付金等につきましては、これにつきましても制度改正によるものでございまして、医療費が多くなります65歳以上から74歳までの前期高齢者ですけれども、この方たちの被保険者の遍在によりまして医療費の不均衡を各保険者間で是正を図るための前期高齢者交付金に係る事務費の負担分というふうなことでございます。

続きまして、333ページ、第5款の老人保健拠出金につきましては、平成19年度までの老人保健制度によりまして医療費を平成20年度において精算し、社会保険診療報酬支払基金に支出したものでありまして、前年度との比較では87.9%の大幅な減となっております。

次に、335ページ、第6款介護納付金につきましても、全国の市町村の介護保険事業会計へ拠出するため、診療報酬支払基金に支出したものでありまして、前年度との比較では2号被保険者の減少もございまして、10.3%の減となっております。

次に、337ページでございますが、第7款共同事業拠出金、1項の1目高額医療費共同事業拠出金につきましては、国保連合会が実施主体となって国保保険者、国及び県が資金を出し合いまして、1カ月1件80万円を超える医療費を給付した場合保険者に配分される事業の拠出金でございまして、前年度の通年との比較では2.2%の増となっております。

また、2目保険財政共同安定化事業拠出金でございますけれども、県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円を超え、80万円以下の医療費を給付した場合に配分される事業への拠出金でございます。

次に、339ページの第8款保健事業費につきましては、1項1目保健衛生普及費につきましてはレセプト点検員の賃金、1項2目疾病予防費につきましては人間ドック等の助成金が主なものでございます。なお、人間ドックの受診者につきましては平成20年度は721人で、受診率は10.4%となっております。また、19年度から胸部、腹部CT検査にも助成をしておりますが、205人が受診いたしております。

また、2項1目の特定健康診査等事業費につきましては、平成20年度から医療保険者に義務づ

けられました40歳から74歳までの被保険者に対します特定健康診査及び特定保険指導に係る経費でございまして、20年度は2,879人が受診いたしまして、受診率49.1%となっております。

また、特定保健指導につきましては、該当者510人のうち10人が利用いたしまして、利用率が19.8%というふうなことでございます。

次に、343ページ、第9款基金積立金につきましては、給付準備基金の預金利子を積み立てたものでありまして、年度末における基金合計につきましては1億2,914万1,181円となっております。

次に、345ページ、第10款公債費につきましては支出のほうはございまして、次のページ、347ページをお願いいたします。

第10款諸支出金につきましては、国保資格喪失によります過年度分の国保税の還付金及び平成19年度の療養給付費の国庫負担分の精算による償還金でございまして、また、一般会計からの繰入金についても精算されてございます。

次に、349ページ、第12款予備費について、これにつきましても充用のほうはございませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、295ページをお願いいたします。第10款の国民健康保険税につきましては、医療給付費及び介護納付金の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ決算したものでございまして、平成20年度から75歳以上の方が後期高齢者医療制度に切り替わったことから、前年度と比較し12.4%の減となっております。また、徴収率につきましては現年課税分が93.36%で、前年度と比較して0.4ポイントの減、滞納繰越分につきましては19.04%で0.6ポイントの増となっております。

次に、297ページの第2款分担金及び負担金につきましては、平成20年度から医療保険者に義務づけられました特定健康診査に係る自己負担額でございまして。

次に、299ページ、第3款使用料及び手数料につきましては、督促手数料でございまして。

次に、301ページ、第4款国庫支出金につきましては、医療給付費、介護納付金、後期高齢者支援金、また高額医療費、共同事業の負担金、特定健康診査等の負担金、財政調整交付金等の補助金が主なものでございまして。

次に、303ページ、第5款療養給付費等交付金につきましては、退職医療に対しての社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございまして、平成20年度から制度変更によりまして65歳から74歳までの退職被保険者から一般被保険者に切り替わったことによりまして、前年度と比較し66.2%の減となっております。

次に、305ページ、第6款前期高齢者交付金につきましては、医療費が多くなる前期高齢者の遍在によります保険者間の負担の不均衡を調整するために、平成20年度から設けられた交付金でございまして。

次に、307ページ、第7款県支出金につきましては、高額医療費共同事業に係る県の負担金及び財政調整交付金でございます。

次に、309ページ、第8款共同事業交付金につきましては、歳出の第7款共同事業拠出金で支払いされた分でございます。交付基準を超える部分に対して国保連合会から交付されたものでございます。

次に、311ページ、第9款財産収入につきましては、保険給付準備基金の利子でございます。

次に、313ページ、第10款繰入金につきましては、国保財政の安定化を図るための一般会計からの繰り入れでございます。

次に、315ページは前年度からの繰越金でございますし、317ページ、第12款諸収入につきましては、国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主なものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 340ページ、第2目疾病予防、人間ドッグ助成金とかありますが、どうも昨年から見ると結構受診者が減っているのではないかなというような気がしてお伺いしたいのですが、前期高齢者の前の50から60くらいの年代の人が結構亡くなっているような傾向が見られますので、こういう健診に行っている人が亡くなるのか、行かない人が亡くなるのか、この辺の私データわかりませんが、そういう傾向というものはあるものでしょうか、それともどういう傾向になるのかお伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 人間ドッグの助成の数なのですけれども、昨年度よりもちょっと減ってございますけれども、これにつきましては後期高齢、75歳以上の方もやはりたしか50人が60人ぐらい受けていたと思います。その方の分が影響しているというようなことで、私どもは把握してございます。そういうふうなことで、その影響ないかというふうなことで考えてございます。

それから、死亡ですか、それちょっと因果関係と申しますか、なかなか私どもでは今のところまだはっきり申すことはできません。申しわけありません。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 赤塚さんの続き、この疾病予防の脳ドッグなのだけれども、自分もその対象になってようやくありがたみというのがわかるのですが、例えば補助対象になったのは最近なのだよね、これ。あまりにも実際こういう脳の、頭の中を見るというのはあまりなれ親しむよう

なあれではないのだけれども、わからないのではないかなという気もしないでもないのです。かゆくなって、痛くなって、ふたあけてみたらわかったなどというのものもあるのだけれども、もっともっと逆にPRすべきではないのかなと、例えば脳ドッグに関しては、予算というのは大体何人分ぐらいを見積もったのか、9万2,000円でしょう、これ。9万2,000円ということは、10人満たしていないのではないのかなと思うのだけれども、何人ぐらい脳ドッグにかかったのか。できればわかるのだったら、60前の人間何人ぐらいやっているのか、その年齢構成もわかるのであれば教えてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 脳ドッグにつきましては、19年度が3名、20年度が4名ということで、事務事業見直しのところにもちょっと、いいことではあるのだけれども利用者が少ないということで、これについて年齢を見直すというふうなことで、今50歳以上ということやっておりますけれども、それを人間ドッグと同じ35歳以上ということに変更いたしました。それでどのぐらい増えるかわかりませんが、脳ドッグにつきましてはその有効性などは私どももPRのほうしていきたいと思います。また、脳ドッグの方4名ですけれども、その年齢構成はちょっと今把握できませんが、人間ドッグ全体の年齢構成というのは把握してございます。多いところは大体60歳代を中心にしてその上下、前後が多くなっているというふうなことでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 一般会計からの繰入金の問題なのですが、これ基盤の安定のためにあるわけですが、これ国の指導で来ている額だけだと思うのですが、この一般会計からの繰入金というのは人件費、事務費が中心になるのですが、どういう中身なのか伺いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 今丸山議員さん言われたように、これについては法令で決められておりますだけの繰り入れだというふうなことでございます。多いところで、やはり職員給与費等の繰入金とか、あと基盤安定に係る分でございます。保険税の軽減分です、この辺が大きなものでございますし、あとは今出てきました後期高齢者の支援金分とか、それから出産育児繰入金とか、介護納付金の軽減分とか……保険基盤安定に係る分については医療給付費、それから介護納付金、後期高齢者の支援金、それから保険者支援と、そのほか給与費の繰り入れ、出産育児繰り入れ、財政安定化支援事業の繰り入れと、そんなことでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると一般会計からの繰入金というのは、当市の場合は国保税を抑制するためのものは一切ないのだというふうに理解していいですか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

- 市民生活課長（藤木繁一君） 保険税の軽減分とか、法定繰り入れ分だけでございます。その法定繰り入れ分というのが結果的に保険税の軽減に役立っているのではないかというふうなことでございますけれども。
- 委員長（渡辺 俊君） 松井委員。
- 委員（松井恒雄君） 327ページの出産育児一時金ですけれども、不用額を見ると548万円が出ているわけでございますけれども、当初の見積もりより出生数が少なかったというようなことで理解していいのですか、その辺もう少し詳しくお願いします。
- 委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） これにつきましては、昨年も同じようなご指摘をいただきましたけれども、やはり3月31日で締めるというふうなことで、なかなか精算も難しいということで、これらについてはどれぐらい、予想はできますけれども、もし足りないとどうしようというふうなことで、ちょっと多目に見ているというふうなことで、なかなか出産育児一時金ですと548万円が余るというふうなことでございますので、十何人分となるのですけれども、ちょっと安全を考えて予算を見ているというふうなことで、これについてはちょっと補正の時期もなかなか、3月補正で減らすというふうなこともなかなか難しいというふうなことで、やはり一番大きいのは出産したのに予算がなかったというふうなことがないようにというふうなことが一番大きいというふうなことで、若干余計目に毎年ついて、それで翌年度に精算しているというふうなことでずっと来ているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。
- 委員長（渡辺 俊君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） 一般に医療給付費を減らすには、やはり予防医療を各種健康診断と言われておりますけれども、その予防医療に対しての事業としてはどのようなものに取り組んでおられるのかということと、先ほどちょっと健康診断の受診率についておっしゃっておられましたけれども、わかる中で市が実施している受診率をちょっと教えていただきたいと思いますが。
- 委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） ほかの市の受診率ということによろしいでしょうか。  
〔「いえいえ」と呼ぶ者あり〕
- 市民生活課長（藤木繁一君） 胎内市のほうですね。私ども今年度から特定健診切り替わったわけでございますけれども、特定健診の先ほど申しましたけれども、49.1%というふうなことでございます。あとは、特定健診の結果……
- 委員（小林兼由君） 予防としてはどのようなものに取り組んでおられるのか、取り組んでおられないのか。
- 委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 私ども国民健康保険会計からいきますと、人間ドッグ、その程度



かと思えます。あと人間ドッグと一緒にCT検査私ども設けてございますけれども、これは県内でも胎内市だけでやっているということでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 全般に健診というと受診者というか、利用者が少ないと感じますが、その辺の理由についてはどのように把握しておられるのかということと、最近特に耳にすることは、ぐあいが悪くてもお金がないので精いっぱい我慢するのだという人が増えているということだそうですが、もし自治体としてそういう人に出くわすと言うとおかしいけれども、どう言えばいいのか言葉ではちょっとよくわかりませんが、そういう人に出くわした場合は自治体としては、行政としてはどのようなかわり、対応をするのか、その辺1点、これは市長だな、市長、その辺一言お願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 市長。

○市長（吉田和夫君） 健診の問題であります。やはり基本的にはあまり医療費がかからないように、そうするためにはどういう事業を展開すればいいかということで、鋭意今やっているわけでありまして、そこを重点的にやるとやはり高齢者の方々もあまり医者にかからないようにというのが一つの目標でありますので、その辺十分これからも事業を展開していきたいと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） それはわかるのですが、今収入がなく、ぐあいが悪くても医者に行けないのだと、それで精いっぱい我慢するという人が増えているんだそうです。それで、もし市がそういう人たちと会われたというのであれば、そういう人たちを認識したときは、自治体としてはどういう、ただそれは個人的なそれぞれだから、それは金ないのはしょうがないと見過ごすのか、それとも何らかの対応をするものなのか、その辺の対応について市の考え方を聞いていますので、その辺について。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 法的には、やはり一部負担金と申しますか、通常3割ですけれども、その減免制度というのがあるというふうなことでございますので、その内容によっては該当になる場合もあるのかなと、あと資格証ですけれども、これについてはなかなか国保税納めていただけない、また連絡をとっても連絡もないという方、資格証のほう発行していますけれども、その方につきましても本当にお金がないということをお話のほうに相談に来ていただいて、それでその内容によっては資格証でなくて短期保険証を発行するというのも今やっておりますので、その辺もやはり使いながらというふうなことではないかなというふうに思います。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） では、状況によっては相談に乗るということでも理解させてもらっていいの

ですか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） そうでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今の小林委員の、私は逆の聞き方して……逆ではないのだけれども、病院にまでは行くと、行ったけれども、何とか治療はしてもらったけれども、お金がなくて医者代払えないという方がいますよね。それで、国保のほうに請求来ると思うのです。そういう場合の例というのはかなり増えているのではないかと思いますけれども、そういうものに対する今どのようなそういう人たちの内容というのは把握していますか。件数や金額というのは決算出てくるものですか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 今のお医者さんのほうに行ってから、要するにお金の問題でなんだかんだということは、ちょっと私どものほうには聞こえては来ていないのですけれども、行く前にあらかじめ相談していただければ何とかというふうなことは思っていますけれども。

○委員長（渡辺 俊君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 監査の意見書を見ますと、平成 20年度の国保会計は対前年比で保険給付が 1 億 300万円減になっているというふうに指摘されておって、それが市が取り組む高齢者に対する保健事業等の効果なのか、それとも先ほど小林委員が言った、本当はかかりたくても我慢している人がいてのなのか、20年度ですから、そこまでの景気が逼迫しているというふうには思えませんけれども、どのようにこの指摘に答えられるのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 1人当たりの費用額なのでございますけれども、これにつきましては入院でも入院外でもみんな前年比減ってございますし、入院の実施率が94%、かなり落ちておりますのでこれが一番大きな原因かなというふうなことでございます。早目に受診しているのかなというふうなことが言えるのかなというふうに思いますけれども。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第3号 平成 20年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、平成 20年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

収入済額は3億2,327万9,976円、支出済額は2億7,928万8,645円となりまして、歳入歳出差引き4,399万1,331円を平成2年度に繰り越す計算となっております。老人保健制度が平成19年度限りで廃止されておりまして、本特別会計においても平成20年度から平成22年度までの3カ年度で精算をしていくというものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。決算書の371ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、レセプト点検員の賃金、療養給付に伴う電算処理などの事務的経費が主なものであります。

次に、373ページ、第2款医療諸費につきましては、老人医療受給者に係る療養給付費、療養費の老人保健会計負担額とその診療報酬審査委託料でございます。

次に、375ページ、第3款諸支出金の償還金につきましては、国、県負担分、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金について19年度の実績に基づいてそれぞれ精算したものでございます。

次に、377ページ、第4款予備費につきましては、充用がございませんでした。

次に、379ページ、第5款前年度繰上充用金につきましては、平成19年度における国からの医療費負担金の一部が平成20年度に交付されたため、一時的に会計に不足額が生じたことから、平成20年度予算から繰り上げ充用をしたものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。359ページをお願いいたします。第1款支払基金交付金は、保険者負担分であります医療費等の50%相当分と診療報酬審査手数料の保険者分を診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に、361ページ、第2款国庫支出金、それから次の363ページ、第3款の県支出金、それから365ページの第4款繰入金につきましては、医療費等について国が約33.3%、県と市が約8.3%ずつ負担したものでございます。

次に、369ページ、諸収入につきましては、交通事故などの第三者行為の損害賠償金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第4号 平成20年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、続きまして平成 20年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は21億 142万 1,740円でございますし、支出済額は20億 7,010万 9,304円となりまして、歳入歳出差し引き 3,131万 2,436円を平成 21年度へ繰り越す決算となっております。

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。409ページをお願いいたします。409ページの第 1 款総務費につきましては、介護保険支弁職員 5 人の人件費、保険料賦課徴収事務、要介護認定事務に係る経常経費と介護相談員派遣事業のほか、介護保険運営協議会の経費が主なものでございます。

続きまして、415ページからの第 2 款保険給付費につきましては、介護給付に係る各項目別の支出内訳がその内容でございますが、前年度の通年との比較では 8.5%の増となっております。また、要介護認定者数につきましては、20年度末で 1,279人となっております。要介護認定者がサービスを受けているサービス受給の割合ですけれども、78.6%の要介護認定者が介護サービスを受けているというふうなことでございます。なお、認定者数が被保険者数に占める割合、認定率ですけれども、平成 20年度末で 15.0%というふうなことでございまして、前年度と比較いたしまして 0.4%の増となっております。また、補足でございますが、県平均ではこれは 17.2%、全国平均では 16.5%というふうな数字となっております。

次に、423ページ、第 4 款地域支援事業費の 1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費では、要介護状態になる一歩手前的高齢者を対象にした介護予防特定高齢者把握事業など 3 事業を、続きまして 425ページの 2 目介護予防一般高齢者施策事業費では、介護予防普及啓発事業など 3 事業を、425ページの 2 項包括的支援事業・任意事業費でございますけれども、1 目包括的支援事業費から 427ページの 2 目任意事業費まででございますけれども、総合相談支援事業など 6 事業を実施したものでございます。

また、429ページ、第 5 款保健福祉事業につきましては、1 項 1 目介護予防一般高齢者施策事業費で生活管理指導委託料を、2 項包括的支援事業・任意事業費では包括的支援事業など 4 事業を実施したものでございます。

次に、431ページ、第 6 款基金積立金につきましては、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金では 19年度からの繰越金の一部と基金利子を合わせたものを積み立てしてございます。

それから、また 2 目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては、介護報酬改定に伴います第 1 号被保険者の保険料につきましては、保険料の急激な上昇抑制のための国からの交付金を積み立てておくものでございまして、平成 21年度及び 22年度の 2 カ年で取り崩して保険料の上昇抑制に充てるというようなことで、またその一部、周知経費等というふうなものも 100万円ぐらいございます。これについては、平成 21年度から 3 カ年で取り崩して使用するものだというふうなことでございます。

続きまして、433ページの第7款公債費につきましては、支出がございませんでした。

435ページの第8款諸支出金につきましては、平成19年度保険給付費の精算によります国、県への償還金及び一般会計への繰出金などがございます。

また、437ページの第9款予備費については、充用はございませんでした。

続きまして、戻っていただきまして、歳入についてご説明させていただきます。391ページをお願いいたします。391ページの第1款保険料につきましては、第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。徴収率につきましては、普通徴収分で94.1%と前年度と比較して0.5ポイントの増となっております。

次に、393ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料及び介護予防事業、保健福祉サービス利用に係ります利用者負担分でございます。

次に、395ページ、第3款国庫支出金につきましては、国からの介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業に係る補助金、制度改正に伴う電算システムの改修費に対する補助金及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございます。

次に、397ページ、第4款支払基金交付金につきましては、介護給付費及び介護予防事業に係ります第2号被保険者負担分の診療報酬支払基金からの交付金ということでございます。

次に、399ページ、第5款県支出金につきましては、介護給付費の県負担金及び地域支援事業に係る補助金でございます。

また、401ページの第6款財産収入につきましては、介護給付費準備基金の預金利子ということでございます。

また、403ページの第7款繰入金につきましては、介護給付費及び地域支援事業に係る市負担分並びに職員給与費、事務費等を繰り入れたものでございます。

それから、405ページ、第8款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございますし、407ページの第9款諸収入につきましては、介護保険料の延滞金などがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） 認定者1,279人ということですが、施設利用者と在宅介護という比率はどうなっているのかということと、あと施設の待機者は今何人くらいかということをお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 先ほど1,279の方が当該認定者数だというふうなことでお答えいたしましたけれども、そのうち施設利用をされている方は28名でございます。28名ですから、

約 300名というふうなことでございます。それから、グループホーム等の地域密着型、これも施設に入りますけれども、これは市内の方、胎内市の方で 86名、それからあと居宅介護、施設に入らないでさまざまなサービスを受けている、これは 630名でございますので、比率からいけば認定者のうち 4 分の 1 ぐらいの方が施設のほうに入られるというふうなことでございます。また、施設の待ち状態でございますけれども、やはり期間的に長いのは特別養護老人ホームのとっさかとかが一番長いのですけれども、これは胎内市に限らない傾向なのでございますけれども、やはり負担金が安いということも一番大きいようすけれども、どのくらいの方が待っているか、ちょっと私前に聞いた数字で申しわけないのですけれども、あのころでたしか 100名以上が……この 8 月で 135名の方が、これは特別養護老人ホームのほうですけれども、とっさかと黒川の第 2 やすらぎの家ですけれども、合わせて 135名と、あとそのほか老健のほうなのですけれども、これについては一緒に特養とダブルで申し込むという方もいるというふうなことなのですけれども、以前聞いたときは十何名というふうなことは聞いてございました。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 充足しながらも 135名ということではありますが、前に私、熊倉町長時代だったと思いますが、ちょっとこれから高齢化が進む中において施設の数足りないのではないかと、待機者がずっと平年同じような数で推移しているということの中で、いや、この先施設が余るとあれなので、現状でいいと思われましてというような答弁だったかと思いますが、まだまだ高齢化は進むわけですが、その辺市としては施設においてはどのような考え方をしているのか、その辺お聞かせください。

○委員長（渡辺 俊君） 市長。

○市長（吉田和夫君） 135名の待機者がいるということではありますが、いずれにしても胎内市独自の特養建設もあるのでありますけれども、いずれにしても広域行政の方とも十分これは、胎内市だけでなく新発田、村上也多く待機者いるかと思うのであります、その辺十分これから広域行政で相談していかなければならないし、また計画にもやほりのせていかないとどういう仕組みになるのか、政権もかわりましたので、どういう計画で受け付けるのか、その辺ちょっと協議させていただきたいと思っています。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 市長、また課長等もその辺の社会現象、その辺の状況は十分把握しての中だとは思いますが、本当に介護疲れというか、在宅にしても、また施設はやりたいけれども、自分の収入が少ないということで、施設待ちの人もある中で、また介護疲れというか、本当に施設やりたいのだけれども、あきがないのだという人と、まちまちですけれども、その辺十分調査されまして、現状今後まだ何年間続くであろう高齢者対策を早目にご検討いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） 415ページ、保険給付費に関連をしてお聞きいたしたいと思います。

今ほど課長のほうから当該年度におけるいわゆる入所待機者に対する利用者のパーセンテージが示されたわけでありましてけれども、前年度比0.4%の増と、したがって15.1%というレベルに入ったということですが、県の状態が17.2%ですか、そうすると2%くらい当市の利用者の状況が低いということが言えるかと思うのですが、まず最初に当該年度において0.4%という利用者の増に向けての努力をどのようにして行ってきたか、そしてこれがこのレベルであることの問題点は那邊にあるのかということ現場のほうからお聞きいたしたいと思いますが。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 今ほど須貝議員さん言われた件でございますけれども、介護認定率の件でございます。15.0%になったと、昨年の19年度末が14.6%でしたので、0.4%増えているというふうなことで、我々としては認定者が少なければ少ないほど健康の方が大勢いるというふうなことで、いいのかなというふうなことで、また介護保険料にもよい影響を与えるのではないかなというふうに思います。ですから、これについては増えていくのはあまりよくない傾向なのだけれども、でもこれについては全国的によそも大体みんなずっと増えていっておりますので、やはり胎内市だけなかなかそれを食いとめるのは非常に難しいのではないかなというふうに考えてございます。しかし、元気サロンとか、そういうふうなものも今やっていますけれども、より一層力を入れながら、少しでも今の県平均あるいは全国平均よりも低いというふうな数値をなるべく長く保っていきたいなというふうなことで、そのためには介護予防というふうなことで、包括センターを始めさまざまな努力を今以上に一生懸命やらなければならないというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） 所管課長の答弁としては、極めて私は遺憾な答弁であると思います。そういう答弁は、本来財政課長がやる、財政当局が言うのならとにかく、この地域における介護事業の自立推進を図るべき立場の状況において、保険予算額が少なくなることは好ましいだとか、これの抑制に努力しているような錯覚を与える発言では困る。現実例えば今回この当該年度において約2,800万円、3,000万円の予算現額があるわけですが、歳入の中においても国庫支出金を始め一般会計からの繰り入れも500万円ほど少なくなっている状況の中で、所管課長がその介護事業が少なくてもよいのだというような発想に基づくという誤解を受けたくないような努力をお願いしたいと思いますが、まず基本的にその辺、課長お伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） ちょっと私の説明が意図するところが伝わらなかったかもしれませんけれども、なるべく高齢になっても元気なままずっといくのがやはり理想ではないのかなと

いうふうなことからの発言でございますので、その辺ちょっと誤解を与えたとすればご勘弁いただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） ありがとうございます。今申し上げましたように、歳入において国県の支出金だけでなく、当該市の繰入金もこのように減っているという状況は、やはりこの市における介護事業の低下を意味しているのではないか、この平成20年度における事業全体が低下しているのではないかという懸念をせざるを得ないわけであります。もちろんいろんな要件はありますが、ここの介護事業についてはいわゆる前期、後期の高齢者保険事業の関係はないわけでございますから、あくまでも実態に合わせた行政サービスが行われるべきであると思っております。そういう観点から、今までもいわゆる市独自の積み、横出しを精いっぱい努力をしていくということが介護事業発足以来の基本的な考え方であると思っておりますが、残念ながら諸般の状況の中でこの介護事業が極めて後退したように感じざるを得ないのですが、そのことを一言申し上げて、現場で実際やりたいけれども、予算がないのか、利用者、住民のほうにそういうニーズがないのか、その辺のところの感覚を一言聞いて終わりたいと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 皆さん例えばその施設を利用したいときに、どうも施設が不足しているとかというふうなことであれば、その辺については我々もなくすように努力をしなければならぬと思いますし、また例えば要介護状態になるべくならないような取り組みなんかも、ちょっとまたその辺誤解与えるかもしれませんが、やはり市としては一生懸命取り組んでいかなければならないなというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） サービス利用者としても、単価が安いけれども、収入がないので限度額までサービスは受けられないという人も中にはいるかと思っておりますけれども、そのほかサービスを受けられないというか、受けないという理由が、どんなことの原因で受けられないのかという人の把握しておられるか、おられないか、その辺課長いかがですか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 例えば家族は施設にと思うけれども、本人は入りたくないとか、さまざまあるでしょうけれども、その辺についてはやはり実際その中に入ってサービスの計画しております居宅介護支援事業所、介護支援専門員の方とよくどのような状況なのかというふうなこと、私どももこれからいろいろ勉強していきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 410ページの委託料、介護保険法改正に伴うシステム改修委託料ということなのですが、介護保険法見直しが20年度にたしか行われているはずですが、そのとき、いや介護



度3なのに2になったとか、いや、だんだん何か軽くなってサービスが今までのように受けられなくなったというような苦情はありませんでしたか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 今回の4月からの介護認定調査の見直しありまして、それで現場が混乱というふうなことで、私どもの認定調査員のほうも非常に苦労してやりました。そこから私どもがなかなか伝わらないのかもしれませんが、介護調査員のほうにはいろいろな苦情とかもいっているのかもしれませんが、その辺一番困ったのがやはり認定調査員と申しませうか、我々の何人かお願いしておりますけれども、その人たちが実際調査に行って、前の介護度でもいいですかみたいなことも、調査表を書かせていただいたり、非常に苦労したというふうなことでございますので、ただそれが今のところ、この10月からはまた切り替わっていますけれども、ほぼに10月からもとに戻っているというふうなことでございますし、大きな問題として私どものほうに来ているというわけではございませんです。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） やっとなれたと思うと、また法変わったりして、なかなか現場も大変だったと思いますが、次お伺いしますが、415ページの地域密着型介護サービス、この辺なのですが、当施設においてはちゅーりっぷ苑とウエルネスと、もう1個どこかありましたか。というのは、今86名が介護密着型のサービスを受けているということなのですが、施設もう1つか2つありましたか、ちょっとお伺いします。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） もう2つ、黒川のグループホーム黒川と、それから愛広苑のそばのどっこんというふうなことでございます。4施設でございますけれども、9つのところが……ということは54ですね。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） そこでお伺いしたいのですが、当胎内市で認知症と疑われる人が結構いるわけなのですが、428ページの認知症高齢者見守り事業委託料と一番下の認知症の人と家族の会負担金と、この内容を教えてください。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 今の件につきましてちょっと詳しいところ塚野のほうから回答させていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） 塚野係長。

○市民生活課係長（塚野 郁子君） 認知症高齢者見守り事業の委託ですが、これは4つの地域包括支援センターで行っている事業で、地区で認知症予防のための教室とか認知症の人を支援するための教室を行ってもらう委託になります。

下の認知症の人と家族の会負担金というのは、1万円で県でそういう家族の会がありまして、そこから新聞をいただいたりして、家族の会、有楽の会を私どものほうで行っておりますので、そのときの資料とかに使わせていただいております。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 在宅介護、高齢者の介護に当たって認知症というのが一番問題になると思うのですが、そういう意味で私が厚生環境で気仙沼のほうに認知症の勉強、どういうふうに対応しているかということで勉強に行ってきたら、今担当課のお話だと認知症の理解度を求めるのは、市内全体に求めるのはなかなか今の状態では広がらないのではないかなと、なぜならば私らの近くにも認知症の人がいますが、今の市民の感覚ですと、「あそこのばばさん何だかおかしなったぞさ」と、そういうふうな感覚で見られますので、もう少し地域全体に認知症に対する理解度を広げる、そういう政策等は考えておりませんか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 2年度から認知症サポーター養成講座ということで、ほっとHOT・中条を会場やったり、村松浜とか西条とか、あとは今各包括支援センターのほうからも町内のほう出て行ってやったり、何回か始めてございます。認知症サポーター養成講座は今後も、全国で100万人を目標にやっていますけれども、もう100万人届いた……もっともっと胎内市としてもその辺について十分今後もやっていく予定でございます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第5号 平成20年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） それでは、認定第5号 平成20年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、農業集落排水事業の概況についてご説明いたします。この事業につきましては、旧黒川村全域と旧中条町の乙地区を処理対象地域とした下水道事業でございます。農業集落全体といたしましては、20年度末で54.8%の水洗化率となっております。本事業におきましては、拡張工事も一段落した状況でありますので、今後は経営の安定化を図ることが急務と考えております。そのためには、下水道への接続促進が欠かせない要件でありますので、未接続世帯への訪問等を実施しながら接続推進に努めているところであります。また、受益者負担金等の未納者につきましては、訪問面接を実施して不納欠損にならないように確約書をとるなどしながら、納付していただけるよう努力している状況でありますので、ご理解をお願いします。

それでは、決算書の事項別明細書に基づきまして、主なものを説明させていただきます。決算書の461ページ、462ページをお願いします。歳出でございますが、1款1項1目農業集落排水総務費では、職員給与費が主なものでございます。

次のページ、2目農業集落排水運営費では、黒川、鼓岡、大長谷、乙の4つの処理場における維持管理費に要する経費であります。主なものといたしましては、1節需用費で、電気料金を始めとする光熱水費、1節委託料では4つの処理場の施設管理委託料が主なものであります。15節の工事請負費は、管路施設工事費が主なものであります。

次に、3目農業集落排水事業接続推進費であります。2節排水設備設置資金貸付金預託金であります。

次のページ、2款1項基金積立金でございます。1目市債償還準備基金積立金は、県の起債償還補助金の残余分を基金に積み立てたものであります。

2目財政調整基金積立金は、基金利子を積み立てたものでございます。

次のページ、3款公債費でございますが、これは建設時に借り入れた地方債の元利償還金が主なものでございます。

次のページ、予備費につきましては、1款1項2目農業集落排水運営費の1節需用費へ5万9,000円、2款1項1目市債償還準備基金積立金へ6万3,000円、2款1項2目財政基金積立金の25節積立金へ4万6,000円、合わせまして100万8,000円を充用させていただきました。

次に、歳入でございますが、447ページ、448ページをお開き願います。1款1項1目受益者分担金でございます。これは、整備費の一部を住民の皆様から負担をいただくもので、1戸当たり25万円を標準3年間で、年4期に分けて徴収しているものであります。収入未済額が68万4,400円とありますが、20年度分につきましては収納率が86.7%でありまして、収入未済が54万円でありました。残りは、平成15年度から19年度までの分であり、633万4,400円の収入未済であります。

最初にも申し上げましたが、これら収入未済につきましては、未納者に対して面接による納付相談を実施して、少しずつではありますが、納入していただけるよう成果を上げているところであります。

また、2項1目の工事負担金は公共ます設置設置工事の負担金であります。

次のページ、2款使用料及び手数料でございます。1項1目農業集落排水使用料は、4地区の農業集落排水における使用料金と2項1目農業集落排水における督促手数料であります。

次のページ、3款1項1目農業集落排水事業費補助金は、起債償還補助金であります。

次のページ、4款財産収入は、基金における預金利子であります。

5款繰入金であります。1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰り入れであり、その内容は普通交付税で措置された分を運営費分として繰り入れたものと、2項1目鹿ノ俣発電所の配

当分であります。

また、3項1目は市債償還準備基金繰入金、3項2目は財政基金繰入金であります。

457ページ、6款繰越金であります。前年度からの繰入金であります。

459ページ、諸収入でございます。主なものは、3項1目雑入及び3項2目消費税及び地方消費税の還付金でございます。

なお、歳入歳出の決算額といたしましては、戻りまして445ページをお開き願います。歳入総額が4億928万884円で、歳出総額が3億8,741万5,792円でありまして、差し引き2,186万5,092円を2年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしく願います。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいまご説明のありました認定第5号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、3時10分まで休憩します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時10分 再開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第6号 平成20年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） それでは、認定第6号 平成20年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

特定環境保全公共下水道事業は、荒井浜地区における下水道事業であり、現在14軒が加入しているものでございます。

歳出の主なものから説明いたします。決算書の489ページ、490ページをお開き願います。1款1項1目特定環境保全公共下水道事業費でございますが、当事業における維持管理経費であります。その中で、1節需用費と1節の工事請負費に大きな不用額が出ておりますが、これは予定しておりました施設整備について小規模な修繕等にて対応できたため、不用額が多くなったものであります。

次に、491、492ページをお開き願います。2款公債費でございます。元金と利子に区別の上、

計上しておりますが、これは建設時に借り入れた地方債の償還金であります。

次のページ、493ページ、494ページをお願いします。予備費でございますが、予備費については執行がございませんでした。

次に、歳入の主なものでございますが、479ページ、480ページをお開き願います。1款1項1目使用料でございます。これは、下水道を使っていただいた料金でございます。本年度の徴収率は97.2%でありまして、若干ではあります、前年度を上回っております。

次に、481ページ、482ページをお願いします。2款1項1目一般会計繰入金でございます。これは、本事業の運営上、不足する額を一般会計から繰り入れしたものであります。

次に、483ページ、484ページをお願いします。3款繰越金でございますが、これは前年度からの繰越金でございます。

次のページ、485ページ、486ページは、4款諸収入、預金利子でございます。

なお、歳入歳出の決算額といたしましては、戻りまして477ページをお願いします。歳入総額8,028万622円で、歳出総額が7,520万7,910円であります。差し引き507万2,712円を2年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第7号 平成20年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） ご苦労さまでございます。それでは、説明をさせていただきます。

認定第7号 平成20年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明させていただきます。皆様の歳入歳出決算事項別明細書に基づき説明をさせていただきます。

初めに、歳出でございますが、皆様のお手元のページ、509ページになります。第1款公共用地取得費、1項公共用地取得費についてご説明申し上げます。2目運動施設整備用地取得費では、運動施設整備用地の公有財産購入費でございます。下越土地開発公社からの買い戻しが主なものでございます。

3目公共用地取得費では、公共施設用地の公有財産購入費でございます。同じく下越土地開発公社からの買い戻しが主なものでございます。

4目史跡公園整備用地取得費では、史跡公園整備用地の公有財産購入費で、同じく下越土地開発公社からの買い戻しが主なものでございます。

続きまして、51ページになりますが、2款1項1目予備費でございますが、予備費については執行はございませんでした。

続きまして、これを賄います歳入でございますが、ページは戻りまして503ページになります。第1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金ということでございます。

続きまして、第2款繰越金でございますが、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、第3款諸収入でございますが、皆様お手元のページ、507ページになります。1項1目預金利子でございますが、預金の利子ということで計上させていただきまして、2項1目雑入につきましては、土地貸付料ということで、運動施設整備用地につきまして、東日本高速道路株式会社のほうに土とりをしていただいたということで、この部分の土地の貸付料として歳入として入ってきたものでございます。

以上で認定第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 509ページなのですが、史跡公園整備用地取得費というやつ、これは通称嘉平山のことですか。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質問ないようなので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第8号 平成20年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） それでは、認定第8号 平成20年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

本会計は、黒川地区にございます診療所、医科が1カ所、歯科2カ所、はりきゅうマッサージ1カ所の運営事業に係るものでございます。歳入合計は1億2,236万7,121円、歳出合計1億1,59万6,464円でございます。差し引き繰越額645万657円として決算をさせていただいたもの

でございます。

それでは、最初に歳出からご説明を申し上げます。決算書の531ページ、532ページからごらんください。1款1項1目でございますが、ここでは医科に係る経費でございます。医師1名、看護師1名、事務職員1名、臨時職員1名の人件費のほか、1節では需用費の中の医薬材料費、いわゆる薬代でございますけれども、これが主なものでございます。それから、1節の工事請負費では、診療所の漏水に伴います屋根の防水補修の關係の工事並びに診療所のトイレでございますけれども、いわゆる高齢者、体の不自由な方のためのトイレ改修を行わせていただいたというものでございます。

次ページをお願いいたします。2目でございますが、先ほど申し上げました2カ所の歯科診療所に係るものの経費でございます。これにつきましては、委託で行っているものでございまして、13節の歯科診療業務の委託料が主なものでございます。

3目につきましては、はり、きゅう、マッサージの経費でございます。マッサージ師さんにつきましては臨時雇用ということでございまして、賃金の支払いが主なものでございます。

次に、これに伴います歳入でございます。歳入につきましては、恐縮でございます、戻っていただきまして、521、522ページからでございます。ここでは1款1項1目、それぞれの診療に係る使用料収入でございます。

それから、2目につきましては、医科の先生がお使いいただきましてございます医師住宅の使用料の収入でございます。

それから、2項1目につきましては衛生手数料といたしまして、診療所が発行いたします診断書の作成手数料等でございます。

次ページをお願いいたします。2款1項1目では、利子及び配当金といたしまして、黒川診療事業基金の利子収入でございます。

2項1目物品売払収入につきましては、昨年度途中からでございますけれども、胎内やすらぎの家の患者さんにつきましては、やすらぎの家のほうからご要望がございまして、薬につきましては院外処方を希望したことから、それらの患者さんのための購入してありました医薬材料の材料費の在庫を薬局のほうに処分させていただいたということで、単年度分で、昨年だけでございますけれども、この収入が上がってきたものでございます。

次ページをお願いします。3款繰入金でございます。1項1目の黒川診療所事業基金繰入金につきましては、先ほど歳出で申し上げました診療所のトイレ改修や漏水防止工事の一部に充当したものでございます。

次ページの527ページをお願いいたします。4款につきましては、前年からの繰越金でございます。

諸収入の2項の雑入でございますけれども、これにつきましては先生が市の特定健診や胎内や

すらぎの家の診療協力をいただいているということでの協力等の収入でございます。

運営状況でございますが、昨年1年間の運営状況につきましては、利用者におきましては毎年変動があるわけでございますけれども、医科部門につきましてはご案内のとおりあの地区につきましても人口がかなり高齢者を中心に減ってございまして、利用者が7,432名でございまして、前年比較しまして700人少し減ってございます。診療報酬につきましても、それに伴いまして540万円ほどの減でございましたけれども、これにつきましては昨年途中から、先ほども申し上げましたけれども、胎内やすらぎの家の入所者から、薬につきまして院外処方にしてほしいという要望がございまして、それらに切り替わったことによりまして収入が減ったものでございます。また、その分当然ながら医薬材料費の支出も減少してございます。

歯科部門におきましては、黒川、胎内の2カ所の歯科診療所でございまして、7,230人からご利用をいただいております。マッサージの部門におきましては、常勤の臨時マッサージさんが退職したことから、ホテルでの出張施術を中止してございまして、受診者は895人でございました。今後とも地区の大事な診療所でございまして、これからも信頼される身近な医療機関として努力してまいりたいと、このように考えてございます。

なお、20年度末のこの診療所の基金残高でございますが、4,063万円ほどを基金として残してございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第9号 平成20年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） ご苦労さまです。それでは、平成20年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成20年度は、歳入合計収入済額では運営費補てん分として、一般会計繰入金1億8,670万円を確定し、6億367万1,382円、歳出合計支出済額6億218万8,524円となり、歳入歳出差し引き148万2,858円は平成21年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。56ページであります。お願いたします。第1款商工費、1項商工総務費、1目観光総務費では、観光パンフレット印刷製本費、広告料などが主なものであります。



次に、2目旅行あっせん費では旅行業務に関し、JR運賃、航空運賃、宿泊施設使用料及びバス借上料など手配旅行などに必要な費用であります。

次に、2項スキー場費、1目リフト運営費では、職員5人分の人件費及びリフト維持管理運営に係る経常経費のほか、次のページでありますけれども、15節工事請負費はリフト塗装塗りかえ及びキュービクル取替工事費であります。営業日数が80日間で、4万2,139人の来場者数となっております。

次に、571ページ、2目ロッジ運営費では、職員3人分の人件費及びスキー場ロッジ維持管理運営に係る経常経費のほか、1節の公有財産購入費は風倉駐車場用地の取得費であります。

次に、573ページ、3項第1国民宿舎費（胎内グランドホテル）では、職員2人分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費で、本年1月12日をもって営業を休止し、それで施設利用者数は2万3,560人となっております。

次に、575ページ、4項第2国民宿舎及び研修センター費、胎内パークホテル、ニュー胎内パークホテルでは、職員9人分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費で、これも本年1月12日をもって営業を休止し、施設利用者数は日帰りで1万4,705人、宿泊で1万5,453人となっております。

次に、579ページ、5項特産物加工施設費（そば処みゆき庵）であります。職員2人分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費で、来客数が2万9,941人となっております。

次に、581ページ、6項樽ヶ橋遊園費では施設維持管理運営に係る経常経費で、来客数で1万8,220人となります。

次に、7項フィッシングパーク費では、施設維持管理運営に係る経常経費となり、来客数1万6,791人となっております。

次に、587ページであります。3款公債費、これは旧ニュー胎内パークホテル、今アウレツ館でありますけれども、ニュー胎内パークホテルと、それから人工造雪、それから圧雪車の長期債及び一時借入金の元利償還金となっております。

次に、589ページ、4款予備費は1款の商工費、1項商工総務費、1目観光総務費の2節補償補填及び賠償金の自動車事故損害賠償金に充用させていただきました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。551ページから555ページの第1款事業収入につきましては、1項スキー場事業収入、それから2項では第1国民宿舎事業で胎内グランドホテルの運営に係る収入、3項では第2国民宿舎及び研修センターの事業で、胎内パークホテル、ニュー胎内パークホテル運営による収入、第4項では特産物加工施設事業収入で、そば処みゆき庵の運営収入であります。5項が樽ヶ橋遊園事業収入、6項がフィッシングパーク事業収入となっております。

次に、557ページ、2款使用料及び手数料、行政財産目的外使用料では、これは自動販売機等

の観光施設敷地使用料収入となり、次に56ページ、4款の繰入金は一般会計繰入金であります。

次に、565ページの6款諸収入は、各施設に設置してあります自動販売機収入などとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 毎年やっているのに、今さらなどということで、恥を忍んでお聞きしたいと思うのですが、リフト索道費というか、リフトの関係は内容からいくと雪が少なかったもので物すごく当初予算1億7,800万円も立てたけれども、5,300万円だったということは、これはこれでこういう数字が残ったわけですが、これについてはいわゆる条例に基づいた回数券等がありますけれども、今言っているの551ページのことなのですが、その後の物品使用料とかの中の貸しスキーとか貸しウエア、ロッカー使用料、あとスキーの指導料とかがあるのですけれども、こういうものというのは条例がないわけですが、何に基づいて使用料を徴収しているのですか、今さらみたいな感じなのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 胎内リゾート振興課長。

○胎内リゾート振興課長（佐藤茂雄君） 使用料につきましては、リフト関係ご存じのとおりお願いをしておりますし、また貸しウエア、貸しスキーにつきましては使用料の条例の中には入ってございません。これにつきましては、一般的に公共団体でこういう使用料条例をつくる前に公の施設の附属物品であるのか、または単独の物品管理としてやるのかという2つの分け方があると言われております。いわゆる私も昔から今までもずっとやってきたのですが、ウエアと板も含めまして5万円以下の消耗品で購入をしていたと、消耗品で購入をするという形の中で単独の物品、いわゆる公の施設の附属物品ではなくて単独の物品管理としてやるということで、使用料条例にはのせておりませんでした。このような形でやらせていただいているということで、ご理解いただければと思います。

ただ丸山さんご指摘のとおり、やはり単独の物品管理としてやるということからすれば、規則等のところにはあってもいいのではないかなというようなことも今検討していることでございますので、また貸しロッカーにつきましては、ジュースとかあいうのと同じように使用契約に基づくというものというようなことで、実務提要の中に入っております。そんなことから条例設定をしていないというようなことでございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今後検討するといっても、来年から新会社に移行するわけだから、それは

新会社でやってもらえばいいと思うのですけれども、スキーマの指導料というのはどういうことなのですか。どういう基準でなっているのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 胎内リゾート振興課長。

○胎内リゾート振興課長（佐藤茂雄君） これにつきましても、貸しロッカーと同じでございますが、一般的に、原則によりサービスの対価として徴収する実費というようなことが考えられるということから、実費徴収は条例、規則に根拠を有することなく徴収できることになっておりますので、これに基づいてやっているつもりでございますので、ご理解いただけるかと思えます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、これは市長の裁量権の範囲内だということで理解していいわけ。

○委員長（渡辺 俊君） 胎内リゾート振興課長。

○胎内リゾート振興課長（佐藤茂雄君） そのように思っておりますが、ただこれにつきましては当然近隣のスキー場というのは全部こういう使用料を取っております。そこら辺の近隣の情勢、いろんな施設の条項見ながら市長のほうからお願いをするというようなことで考えてございます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、これはこういう形でずっとやってきたから使用料という形でやっているのでしょうかけれども、最近の問題かどうかちょっとあれですけども、旅行あっせんがあるではないですか、これ歳入歳出ほぼ同じぐらいで、ちょっと赤字ですけども、この場合だと雑入になっているのです。これが私は正しいのではないかとあって、科目の中に使用料というのが押っつけてある以上、やはりそれに根拠に基づくものがなければ、そうでないものは全部雑入でいいのではないかと私は考え方でいいと思ったのでお聞きしたので、旅行あっせんについては雑入なのだと、だけれどもそうでないのは使用料ということは私はどうしてもなじまないのをお聞きしました。それはそういうことで、私の見解ですが、旅行あっせんについて歳入歳出見ると若干の赤字になりますけれども、旅行あっせんでもうからないですか、単純に考えて。

○委員長（渡辺 俊君） 胎内リゾート振興課長。

○胎内リゾート振興課長（佐藤茂雄君） 収支を見ておわかりのとおりだということでございますが、ただ一般的に旅行業界になりますと、その旅行社が人を集めて送客をする場合は、業界用語ではR、いわゆるリベートと言っておりますが、これが今13%から15%のリベートが一般的でございます。ただその人を集めるということのためにリベートでございます。だけれども、ただ自分のところで組めなくて、大きな大手の旅行者と組んだ場合、バーターというやり方ですと、やはり残ってくるのは3%で、切符のあっせん等になりますと、またそのぐらいのリベートがあって、非常に金額的には少のうございます。ただこういう会社があることによって、これからい

ろんな形で自分たちの旅行プランをつくって、自分のところで売って集客ができるということからすると、これを本当に活用することでこういう形のもう少しきちんとした形になれるような努力をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） 私も丸山委員の今質問の後段のところの旅行あっせん業務についてお聞きしようと思っておったのですが、半分ほど理解はできたのですが、収入が六百何十万円か、それで現計が1,000万円、それを150万円減額をやって1,000万円のところで、私はこの事業は本来プロがやるべきことで、やめるべきでないかということがかつてのいわゆる委員会での審議の中で申し上げたことがあるのですが、今課長のほうからいろいろと努力の跡が見える答弁をいただいているのですが、現実的にはいわゆる誘客する旅行あっせん業はとにかくとして、全体的にはインターネットが中心で、そのための値引き等も非常に激しく進んでいるというふうに言われているわけです。今回約400万円近い不用額を出して、当然したがって赤字ということになっていくわけですが、今後の見通しについて一言最後お聞きしておきたいと思いますが。

○委員長（渡辺 俊君） 胎内リゾート振興課長。

○胎内リゾート振興課長（佐藤茂雄君） 今委員さんのおっしゃるとおりで、昨年までよりも本当に何十%の数でインターネットの予約が増えてございます。じゃらん等のインターネットでございしますが、そういう形の中でこれから進むということもございします。ただもう一つは、全国から見ますと旅行社関係とか、こういう観光協会、観光課、いわゆるリゾートが率先して旅行業をとるという動きも、また一方では見えております。これは、地域のものを本当に生かして売っていくためには、地域の人たちのところの企画でもってそれを売り込んでいくという形をとりたいというようなことで考えているのだと理解してございますが、そこら辺も含めると市長からもそういう形で頑張るよという指示もいただいておりますが、こういうところをやはり伸ばすような努力をするためにも、まず置いていただいて、これが生きるような形でやらせていただきたいなということで、今考えてございます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 545ページですが、ここに1億9,500万円という繰入金ございますが、これがいわゆる実質的に赤字だということで理解していいわけですか。

○委員長（渡辺 俊君） 商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） 今繰入金の関係でありますけれども、各事業、観光事業会計の歳入歳出の分の差し引き、これは取得分ということで、これを一般会計から入れてもらったということですが、これはこの分が赤字分ということでご理解してください。

○委員長（渡辺 俊君） 鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） そのほうが、ロイヤルパークホテルとか施設の起債の償還金あるわけです

が、起債の償還金はこのほうでということですね。

○委員長（渡辺 俊君） 商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） この1億8,670万円には長期債の償還分も含めたものであります。

○委員長（渡辺 俊君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） フィッシングパークについてお伺いしたいのですけれども、ずっと貴重な黒字事業だったのですけれども、平成20年は残念ながら76万円の赤字決算になっておりますけれども、その考えられる要因と、またすぐ立ち直らせることができるのかという見通しを、わかっただら教えてください。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） フィッシングパークであります。入場者数につきましては19年度と比較して、そう変わりはありません。ただ昨年度からの不況ということで、今まで4人家族で来ますと4人全員が釣りざおを借りて魚を釣って、またそれを食べて、5匹だったら5匹食べていただいたのですが、昨年度からは4人で来ても、さおは2本なり3本なりにして、魚も5匹だったものが3匹というような形で、個々の使う金が少なくなってきておりますので、その分で減ったという形になっております。これは、今の全体の不況の中の一つかなというふうに考えておりますので、国の政策の中で一刻も早い経済の立ち直りをお願いしたいというふうに考えております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第10号 平成20年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） それでは、平成20年度地域産業振興事業特別会計決算についてご説明させていただきます。

615ページの歳出のほうから説明させていただきたいと思います。1款農林水産業費、1項農業費、1目地域食材供給施設運営費では、胎内高原ビール園の人件費を始めとする管理運営費のほか、1節需用費でレストランの賄い材料費及び売店の材料費、16節原材料費でビールの加工原料等の購入費であります。2節公課費で、ビール醸造に伴う酒税等が主なものであります。なお、前年度まで繰出金で支出していました風倉発電所の電気料金につきましては、本年度は光熱水費で支出しております。

次に、617ページの2目農畜産物加工施設運営費では、ハム、ウインナーの加工、製造の運営及び維持管理に要する経費のほか、16節原材料費で黒豚等の購入費が主なものとなっております。なお、黒豚の購入価格が20年5月中旬から1頭当たり4万円から4万8,000円に価格改定がなさ

れております。飼料の高騰等によるものであります。

次に、619ページの3目乳製品加工センター運営費では、ジャージー牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム及びチーズの製造の運営及び維持管理に要する経費のほか、1節需用費で畜産団地で飼育しておりますジャージー牛の飼料、光熱水費が主なものであります。

それから、621ページの4目地域活性化センター運営費では、活性化センターの運営及び維持管理に要する経費であります。

次に、623ページの5目米粉製造施設運営費では、新潟製粉株式会社への委託料及び倉庫建設に係る一般会計への繰出金は貸付金扱いでの返済分であります。

同じく6目農産加工施設運営費では、胎内高原ハウス株式会社への委託料であります。

同じく下段の7目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に係る経費であります。

次に、629ページ、3款1項公債費で、施設の長期債の償還元金及び利子の支払いであります。

それから、歳入であります。599ページ、1款事業収入、1項1目の地域食材供給施設事業収入では、胎内高原ビール園のレストラン及び売店の売り上げ収入、2項1目農畜産物加工事業収入では、ハム、ウインナーの売り上げ収入、3項1目乳製品加工事業収入では、牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム、チーズの売り上げ収入、4項1目米粉製造事業収入では、新潟製粉株式会社への委託料に償還金を加えた額の米粉販売収入、5項1目農産物加工事業収入では、胎内高原ハウス株式会社への委託料に償還金利子を加えたミネラルウォーター、麦茶、薬草茶等の販売収入、それから次のページの6項1目ワイン製造施設運営事業収入では、ワイン販売収入であります。

次に、603ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料は電柱、電話柱の敷地使用料であります。

次に、605ページ、3款財産収入、1項1目財産貸付収入では、みそ、漬物加工施設の貸付料であり、2目で新潟製粉株式会社の配当金であります。

607ページの4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では運営費の補てん分でありますし、2項特別会計繰入金で鹿ノ俣発電所の配当分の繰り入れであります。

それから、609ページの5款1項1目繰越金は前年度からの繰越金であります。

次に、611ページの6款諸収入、1項1目雑入では自動販売機手数料等が主なものであります。

次に、613ページの7款市債、1項1目農業債はビール園及び米粉施設の借りかえに伴うものであります。

以上で地域産業振興会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第11号 平成20年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） それでは、認定第11号 平成20年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

この事業は、旧黒川村地域における水道事業で、黒川地区約1,000軒に供給している第1簡易水道事業と鼓岡、大長谷地区約800軒に供給している第2簡易水道事業の2つの簡易水道事業を合算した会計であります。

歳出のほうから説明いたしますので、決算書651ページ、652ページをお開き願います。1款衛生費、1項1目衛生総務費でございますが、職員3名分の人件費や一般事務的な経費であります。

次に、653ページ、654ページ、2節繰出金においては、簡易水道事業の建設時において一般会計へ借り入れた建設費の返済について、一般会計へ繰り出したものであります。

1項2目第1簡易水道運営費及び1項3目第2簡易水道運営費には、それぞれの簡易水道の運営建設に係る経費でございます。第1、第2簡易水道ともに、1節需用費における電気料金などの光熱水費と修繕費、1節委託料における施設管理委託料等が主なものでございます。

次に、657ページ、658ページをお願いします。2款基金積立金でございますが、施設整備基金に積み立てたものでありますし、次の659ページ、660ページ、3款公債費でございますが、これは建設時に借り入れた地方債の元金及び利子の償還であります。

次の661ページ、662ページ、予備費では、2款1項1目2節積立金へ25万1,000円を充用させていただきます。

次に、歳入の主なものを説明いたしますので、641ページ、642ページをお願いします。1款使用料及び手数料は、第1、第2簡易水道の使用料や工事検査手数料でございます。1項1目使用料は、いわゆる水道料金であります。20年度の徴収率は97.7%でありまして、前年度を若干ではあります。上回っております。

次に、643、644ページでございます。2款財産収入でございますが、簡易水道施設整備基金の預金利子であります。

次のページ、645ページ、646ページは3款繰入金でございます。1項1目は、鹿ノ俣発電所関連の繰入金でありますし、2項1目においては簡易水道施設整備基金を取り崩し、基金繰入金として受け入れたものであります。

次の647ページ、648ページ、繰越金は、前年度からの繰越金であります。

次のページ、649ページ、650ページは5款諸収入でございますが、預金利子と雑入であります。

なお、歳入歳出の決算額といたしましては、戻りまして639ページをお願いします。歳入総額が1億2,350万4,508円で、歳出総額が1億1,507万6,410円でありまして、差し引き842万8,098円を2年度に繰り越しいたします。

以上で説明終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第1号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定12号 平成20年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、認定12号 平成20年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は2億3,037万319円でございます。支出済額は2億2,451万1,970円となりまして、歳入歳出差し引きで585万8,349円を平成2年度に繰り越す決算となっております。後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度からスタートいたしましたけれども、対象が7歳以上の方と65歳から74歳までの方で一定の障害がある方が該当しております。平成2年3月末の胎内市の被保険者数は4,760人ございまして、胎内市の人口の14.7%となっております。各都道府県単位で広域連合を設置し、取り組んでおりますけれども、広域連合では保険料の賦課や医療給付、資格管理など、市町村では各種申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡し、保険料の徴収などを受け持つものでございます。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。681ページをお願いいたします。第1款の総務費につきましては、後期高齢者医療に係る被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報や保険料の徴収などに関する事務を行うための経費でございます。

なお、1項1目の一般管理費の1節委託料について700万円を次年度、2年度に予算繰り越ししておりますけれども、後期高齢者医療制度については年金天引きから口座振替の選択制の導入など、それから保険料の軽減の拡充など制度変更が相次ぎまして、電算システムの変更が必要になりましたけれども、この経費については国から100%の補助で行うものですが、金額の確定が年度末にかかったことやシステムの修正内容の確定がおくれたことなどによりまして、平成2年度に予算繰り越しをしております。

次に、683ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収いたしま



した保険料及び延滞金を広域連合に納めるものでございます。

また、685ページの第3款諸支出金、それから第4款の予備費につきましては、支出のほうでございますでした。

次に、戻っていただきまして、歳入について説明させていただきます。671ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、1人当たりの平均保険料にいたしますと3万1,811円でございます、県平均よりも23.1%低くなっております。また、収納率につきましては99.5%となっております。

次に、673ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、普通徴収保険料の督促手数料でございます。

次に、675ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者の被保険者均等割軽減分などの保険料を補てんするためや後期高齢者医療制度における市町村事務に係る経費としての一般会計からの繰入金でございます。

次に、677ページ、第4款諸収入につきましては、4項の雑入で後期高齢者医療制度特別対策補助金や円滑運営臨時特例交付金など、これは年度中に制度変更が相次ぎましたけれども、それらの事務費等の補助として国から広域連合を通じて交付されたものでございます。

次に、679ページ、第5款国庫支出金につきましては、歳出の第1款の総務費でも触れましたけれども、電算システム改修に係る国庫補助金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第13号 平成20年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

黒川支所長。

○黒川支所長（小野孝平君） それでは、認定13号 平成20年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げます。決算書の701、702ページをお願いいたします。

1款1項1目鹿ノ俣発電所費であります、主なものといたしましては、2節給料から4節共済費までにつきましては、職員1名の給与等であります。

13節委託料では、発電所内の保護継電気及びクレーンの点検並びに黒川庁舎改修工事に伴います遠隔監視制御装置の移設を実施いたしました。

19節負担金補助及び交付金では、鹿ノ俣用水管理負担金であります。鹿ノ俣用水路は取水口の砂防ダムから発電所までの間の水路部分であり、一般会計におきまして維持管理費及び公債費を計上しておりますが、その用水路は当事業におきましても発電用の導水路として供用していることから、利用割合72.85%を負担したものであります。

次に、703 704ページをお願いいたします。25節積立金では、大規模改修等後年度の財政事情に備え、基金へ積み立てたものでありますし、28節繰出金では、本事業の目的であります農業関連施設の維持管理費の軽減に充てるため配分したものであります。

次に、これを賄いました歳入でございますが、戻りまして699ページ、700ページをお願いいたします。主なものといたしまして、2款1項1目1節鹿ノ俣発電所売電収入であります。収入額につきましては、梅雨の時期、降水量が極端に少なかったことから、予算額に対し88.6%の収入でありました。

以上で鹿ノ俣発電所決算につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第13号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第13号の質疑を打ち切ります。

それでは、認定第14号 平成20年度胎内市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。歳出、歳入の順に説明願います。

地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 皆様のお手元の別冊になってございます、厚いほうではございません、薄いものでございますので。

それでは、説明をさせていただきます。認定第14号 平成20年度胎内市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明させていただきます。皆様の歳入歳出決算事項別明細書に基づき説明をさせていただきます。

初めに、歳出でございますが、皆様のお手元のページ、21ページになりますが、第1款土木費、1項宅地造成費についてご説明申し上げます。1目宅地造成費で、1節公有財産購入費では、宅地用地を下越土地開発公社からの買い戻しを行うものであります。また、住宅用地買い戻し費については、平成10年度に売却いたしました前山台団地において契約締結後7年を経過いたしました。が、まだ建設に未着手ということで、本人からの申し出によりまして買い戻しをしたものでございます。

続きまして、第2款基金積立金、1項基金積立金についてご説明申し上げます。皆様のお手元のページ、23ページになりますが、これは宅地造成事業基金積立金ということでございます。

続きまして、第3款予備費でございますが、これにつきましては執行はございませんでした。

これらを賄います歳入でございますが、皆様のお手元のページ、戻りますが、11ページになります。第1款使用料及び手数料、1項1目土木使用料でございますが、1節共同墓地使用料、2節工場用地使用料、3節住宅用地使用料ということでございます。共同墓地につきましては、塩沢霊園等のもものと川合霊園等のものでございます。それから、工業用地につきましては、黒川の南工業団地でございます県のダム事務所並びに企業体のダム事務所の敷地をお貸ししてありますので、そのものの使用料ということでございます。住宅用地使用料というのは、北東牧団地特定賃貸公共住宅の1棟建ちましたが、その部分で県の歩道整備工事等の関係で、プレハブのコンテナハウスを置きたいというその借地料と坂井の工業団地のほうで谷地の砂防ダム等の資材等置きたいということの借地料等ということで使用料でございました。

続きまして、皆様のお手元のページ、13ページになりますが、第2款財産収入、1項財産収入でございますが、1目の利子及び配当金では宅地造成事業基金利子ということでございます。

2項の財産売却収入につきましては、1目不動産売却収入でございますが、先ほど7年経過後云々ということでお話ししましたが、そのものの1区画の買い戻しをした分と、それと北東牧団地特定公共賃貸住宅の建設に要しました3区画につきまして売り払いをしたということになってきたものでございます。

次のページでございますが、繰越金でございますが、繰越金等は前年度の繰越金でございました。

また、17ページの諸収入につきましては、収入的なものはございませんということでございました。

ということでございまして、認定第14号 平成20年度胎内市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきました。

なお、この会計は平成20年の12月議会にお諮りいたしまして、平成21年3月26日付をもちまして、この会計を閉じるということでご審議をいただきまして、一般会計に引き継いだというような状況下になってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第14号について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第14号の質疑を打ち切ります。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、13日午前10時から認定第15号から認定第17号までの質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時20分 散 会